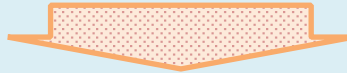


岐阜県暴力団排除条例の一部改正について

岐阜県警察
組織犯罪対策課

背景・改正理由

- 岐阜県暴力団排除条例において、すでに、県民が暴力団員等に利益供与することは禁止されていますが、未だに、県内の繁華街では、飲食店等が、暴力団にみかじめ料や用心棒料を支払っている実態があります。
- 暴力団を壊滅させ、県民の安全・安心を確保するためには、暴力団の資金源を枯渇させる必要があります。みかじめ料等を支払っている飲食店等も、多くの場合、これを好んで支払っているわけではないことから、暴力団によるみかじめ料等の徴収に苦しむ県民を早急に救済するため自首減免も規定しました。
- 本条例には、みかじめ料等の徴収や支払を規制する罰則が規定されておらず、これらを一掃するためには、本条例に新たな罰則規定を設け、取締り等を推進する必要があります。



特定の地域内で、特定の業を営む者が、暴力団に利益を供与する行為等を規制することにより、暴力団の資金源を枯渇させるとともに、県民に、「みかじめ料等を支払うことは犯罪だ。」との認識を浸透させ、これらの徴収を拒絶しやすい気運を醸成し、みかじめ料等の徴収の根絶を図ります。

改正点



暴力団排除特別強化地域を指定し、同地域内のみかじめ料等の徴収等を規制する罰則規定を追加



禁止行為

罰則

一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金

暴力団員

- 特定接客業を営む者に用心棒の役務を提供すること
- 特定接客業を営むことを容認する対償(みかじめ料)として金品等の供与を受けること
- 用心棒の役務の対償として金品等の供与を受けること

特定接客業を営む者

※自首減免規定有り

- 暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること
- 暴力団員に営業を容認してもらうことの対償(みかじめ料)として金品等を供与すること
- 暴力団員に用心棒の役務の対償として金品等を供与すること

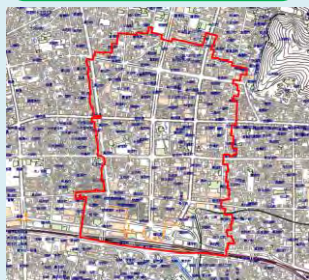
罰則

一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金

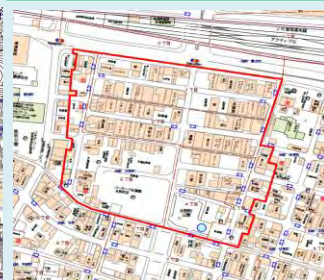
※「特定接客業」... 風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、接客業務受託営業、飲食店営業

暴力団排除特別強化地域の新設

特定接客業が集中する次の4地区を暴力団排除特別強化地域として指定し、同地域内の禁止行為に罰則規定を適用します。



柳ヶ瀬・玉宮地区



金津園地区



大垣駅南地区



高山駅東地区